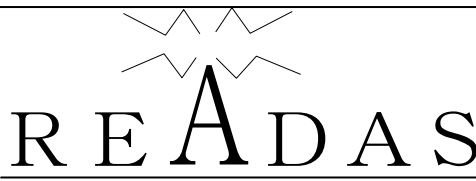


第 4693 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月22日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 固定資産の取得価額に算入しなくてよい費用

**Q**：固定資産の取得価額に算入しなくていい費用があるとか。どんなものがあるのですか？

**A**：次のようなものは、取得価額に算入しなくてよいこととされています。

### 【解説】

固定資産を購入（請負によるものも含む）した場合の取得価額は、原則として、次の金額の合計額となります。

- ①その資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他その資産の購入に要した費用を含む）
- ②その資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

ただし、次の費用については、固定資産の取得価額に算入しなくてもいいことになっています。

- ①次のような租税公課等の額
  - ・不動産取得税又は自動車取得税
  - ・特別土地保有税のうち土地の取得に対して課されるもの
  - ・新增設に係る事業所税
  - ・登録免許税その他登記又は登録のために要する費用
- ②建物の建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等でその建設計画を変更したことにより不要となったものに係る費用の額
- ③一旦締結した固定資産の取得に関する契約を解除して他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金の額

